

別表（第3条関係） 国際水準GAP条件整備事業

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
<p>1 各種分析支援 農業者が負担する残留農薬分析、水質分析、土壌診断に要する経費</p>	<p>市町村、農業協同組合、農業者及び農業者等の組織する団体、各種診断を行う民間事業者</p>	<p>1 / 2 以内 （上限 25 千円 （残留農薬）、5 千円（水質分析）、2 千円（土壌分析） / 診断 1 件）</p>	<p>事業メニュー欄の1については、次のとおりとする。</p> <p>1 農業者が事業実施の翌年度までに国際水準GAP認証の申請を行う見込みとすること</p> <p>2 同じ農業者に対しては、4年間で2回までの助成とする。</p>

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
<p>2 GAP取組環境整備支援（初回のみ） 国際水準GAPの認証取得に必要な施設整備、資材導入及び設備改修に必要な資材導入</p> <p>農薬保管庫及び農薬保管庫の整備に係る資材（補助錠）、出荷調整施設における蛍光灯破損時の飛散防止対策資材（蛍光灯のカバー、フィルム、チューブ、飛散防止蛍光灯等）、防鳥対策又は防虫対策資材（ネット、網戸、金網等）、作業工程管理入力等に係るICTシステム、防油堤、仮設トイレ、手洗い用設備・器具</p>	<p>農業者及び農業者等の組織する団体等、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合 ただし、農業者等の組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約の定めのあるものに限る。</p>	<p>1/2以内 （上限5万円/経営体） ただし、共同調整出荷施設の整備にあつては1/2以内（上限50万円/組織等）</p>	<p>事業メニュー欄の2については、次のとおりとする。</p> <p>農業者が事業実施の翌年度までに国際水準GAP認証の申請を行う見込みとすること</p>

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
<p>3 国際水準GAPモデル農業組織等支援 国際水準GAPの認証取得に向けた視察研修費、研修受講費、資料代等</p>	<p>農業協同組合等が組織する団体 農業協同組合 農業者等の組織する団体等</p>	<p>1/2以内（上限40万円／組織） ただし、農業協同組合等が組織する広域的な団体にあつては1/2以内（上限80万円／組織）</p>	<p>事業メニュー欄の3については、次のとおりとする。 国際水準GAPモデル組織であること</p>